

【別紙1】

一般質問の時間配分

- 1 日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、議事30分・休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）の2時間を除いた5時間を、一般質問の時間とする。
- 一般質問5時間の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間）答弁時間を4割（2時間）と見なす。
- 1年間の一般質問の日程は、第1回定例会1日、第2回・3回・4回定例会2日ずつの合計7日間となる。従って、一般質問の質問時間は、21時間（3時間×7日）である。
- 1年間の議員1人当たりの質問時間は29分（21時間÷44人）となる。
- 各会派及び無所属議員の1日の質問時間は、1年間の各会派及び無所属議員の持ち時間（29分×所属議員数）を一般質問の日程7日で割った時間とする。
- 第2回・3回・4回定例会は、一般質問の日程が2日（6時間）あるので、1人会派及び無所属議員にも時間を割りふることとする。
- 質問については、主として区政に関する考え方や方針・見解等に関して概括的に行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

（小数点以下第一位四捨五入）

- 1 議員1人当たりの持ち時間 $21 \text{ 時間} (1,260 \text{ 分}) \div 44 \text{ 人} \div 29 \text{ 分}$
- 2 各会派の1年間の持ち時間
 - 〔自民党〕 $29 \text{ 分} \times 16 \text{ 人} = 464 \text{ 分}$
 - 〔公明党〕 $29 \text{ 分} \times 10 \text{ 人} = 290 \text{ 分}$
 - 〔共産党〕 $29 \text{ 分} \times 6 \text{ 人} = 174 \text{ 分}$
 - 〔立憲民主党〕 $29 \text{ 分} \times 64 \text{ 人} = 174116 \text{ 分}$
 - 〔いたばし未来〕 $29 \text{ 分} \times 2 \text{ 人} = 58 \text{ 分}$
 - 〔日本維新の会〕 $29 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 29 \text{ 分}$
 - 〔社民党〕 $29 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 29 \text{ 分}$
 - 〔参政党〕 $29 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 29 \text{ 分}$
 - 〔コモンズ〕 $29 \text{ 分} \times 1 \text{ 人} = 29 \text{ 分}$
- 3 各会派の1日の持ち時間
 - 〔自民党〕 $464 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 66 \text{ 分}$
 - 〔公明党〕 $290 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 41 \text{ 分}$
 - 〔共産党〕 $174 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 25 \text{ 分}$
 - 〔立憲民主党〕 $174116 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 2517 \text{ 分}$
 - 〔いたばし未来〕 $58 \text{ 分} \div 7 \text{ 日} = 8 \text{ 分}$

4 各定例会の時間配分

(1) 第1回定例会の時間配分

〔自民党〕	66分	}	合計	165	157	分	(2時間	45	37	分)		
〔公明党〕	41分												
〔共産党〕	25分												
〔立憲民主党〕	25											17	分
〔いたばし未来〕	8分												

(2) 第2・3・4回定例会の時間配分

〔自民党〕	66分×2日=132分	}	合計	330	314	分	(5時間	30	14	分)					
〔公明党〕	41分×2日=82分															
〔共産党〕	25分×2日=50分															
〔立憲民主党〕	25											17	分×2日=	50	34	分
〔いたばし未来〕	8分×2日=16分															

※3定例会分の時間配分 合計 990

6 174 2 54

〔1人会派・無所属議員〕 29分 合計 29分×4人=116分 (1時間56分)

※14分と15分の2回にわけて行うことができることとする。

【別紙2】

代表質問の時間配分

- 1 1日の会議時間延べ7時間（10時～17時）のうち、休憩1時間30分（概ね12時～13時及び15時～15時30分）を除いた5時間30分を、代表質問の時間とする。
- 2 代表質問5時間30分の配分は過去の実績を勘案し、質問時間を6割（3時間18分）答弁時間を4割（2時間12分）と見なす。
- 3 議員1人あたりに換算した質問時間（198分÷3836人）に、会派の人数を掛け、会派の質問時間を算出する。
- 4 1人会派及び無所属議員については、代表質問は行わない。
- 5 質問については、区長の施政方針に対して大局的な見地から行うこととし、上記の時間配分（質問時間を6割、答弁時間を4割）を十分に考慮して行う。

《算出根拠》

- 1 一人当たりの質問時間 5.25.5分（小数点以下第二位四捨五入）
- 2 会派当たりの質問時間（小数点以下第一位四捨五入）

〔自民党〕	5.25.5分×16人＝8388分	} 合計 198分（3時間17分）
〔公明党〕	5.25.5分×10人＝5255分	
〔共産党〕	5.25.5分×6人＝3133分	
〔立憲民主党〕	5.25.5分×64人＝3122分	